(資料)

鹿児島地裁における裁判員裁判 ~2012年~

小 栗 実

ー 2012年の裁判員裁判

2009年5月21日に施行された裁判員法。鹿児島地裁での裁判員裁判は、2009年11月24日に公判が開始された強盗致傷および銃刀法違反の容疑事件が最初で、それ以来、2012年末までに56件の事件が裁判員裁判で裁かれた。

本稿は、2011年末までの37件の裁判員裁判を紹介した拙稿(鹿児島大学法学 論集46巻2号133頁以下)に続けて、2012年以後の鹿児島地裁における裁判員 裁判を紹介し、前稿同様に、そこからいくつかの特徴を見つけ出そうとするも のである。

2012年には【判決38】から【判決56】までの19件の裁判員裁判判決があった。 本稿もまた前稿と同じように、裁判所ウエッブサイト等で公開されているも のを除いては、裁判員裁判の内容は、南日本新聞および朝日新聞ほかの全国紙 の記事から引用したところが多い。

裁判員裁判に対する私自身の基本的な立場を簡単に述べておこう。

裁判員裁判であれ、裁判官による裁判であれ、刑事事件である以上、その審理・判断にあたっては、憲法31条以下40条までに規定された被疑者・被告人の権利が保障され、「適正な内容」「適正な手続」によらなければならない。

裁判員裁判の制度そのものが憲法37条等に違反し許されないものであるから、違憲だと批判・弾劾する立場には立たず、陪審制度もふくめて刑事裁判に市民を参加させるしくみを憲法が否定しているとは考えていない。普通の市民が裁判に参加することにより、被疑者・被告人の権利をより保障しようという目的・意図を裁判員裁判がすこしでも実現することができるならば、それはそれで一定の改革であると考える。

一方、裁判員裁判には市民の参加にともなっていくつかの危惧する問題点も 存在すると危惧している。刑事事件への被害者参加制度が拡大したこともあって、公判全体に「犯人憎し」の感情が波及して厳罰をのぞむ状況も一部にあり、 冷静かつ公正な判断が危ぶまれる事態も生まれてくる危険性もある。とくに性 犯罪への量刑のきびしさは市民感情を反映しているのであろう。

陪審制推進を支持する人々の中には、裁判員裁判と陪審裁判は似て非なるもので、裁判員裁判は許されないが陪審裁判はすばらしいと主張する人もいるけれども、私はそのようには考えない。陪審裁判の導入も同様に長所と短所をもっているし(英米では陪審裁判による誤った裁判も実際に起きている)、反対に裁判官による裁判がすべて信用できるとも考えていない。刑事裁判への市民の参加によって必然的に刑事裁判の「改革」が実現するとも考えていない。

日本の刑事裁判の、憲法の理念にたった根本的改革は、誤った刑事裁判がなお存在し、再審で無罪になる事件が相次いでいることからわかるように、警察・検察の捜査や裁判所の審理の在り方ふくめ刑事司法の全体的・総合的な改革によってこそ実現されるわけで、裁判員裁判の導入だけによって実現されるわけではない。

本稿は、裁判員裁判について、私が住む鹿児島県内で行われている裁判員裁判のみにしぼって、被疑者・被告人の権利が保障され、「適正な内容」「適正な手続」が実現されているか否かを検証しようとする試みである。しかも、普通の市民として入手できる素材(新聞記事など)を利用して、検証しようとしたごく些細な、不徹底な試みにすぎない。

できるならば、全国47都道府県の法学者が自分の住む都道府県の地裁(支部 が裁判員裁判を行っているところもあるが)を担当して、すべての裁判員裁判 を検証すれば、被疑者・被告人の権利にとって裁判員裁判がプラスになっている点とマイナスになっている点がもっと鮮明になってくるだろう。

裁判員裁判の大きな問題点の1つが公判前整理手続きである。ここで証拠などがある程度は開示され、公判運営の方針が定まる。この公判前整理手続きについての評価は、証拠開示という点では従前より開示の範囲が拡大したという評価がある一方、被告人の権利実現に大きな制約となっているとする評価もある。この手続きについては、市民には非公開であり、ほとんど実態がわからなかった。実際に裁判員裁判等で公判前整理手続きに取り組んだ弁護士各位が分析・検討していただけると、裁判員裁判の評価にとって、大きな意味をもつだろう。

2012年

■【判決38】 現住建造物放火等事件(男性・42歳)

2011年3月、出水市の自宅で覚醒剤を使用し、自宅の布団などに灯油をまいて、ライターで火をつけ全焼させた容疑で起訴された。

1月23日 開廷(起訴事実を認容)

検察官は、覚醒剤を繰り返し使用し、侵入者に襲われるという妄想におびえるのに疲れて、自殺目的で火をつけたと主張した。

1月24日 求刑 (懲役6年)

弁護人は、放火事件時は心神耗弱状態だったので、懲役3年が相当と主張した。

1月26日 判決 (懲役5年)

判決は、放火の際、心神耗弱状態だったことは被告人に有利に考慮すべきだが、覚醒剤の使用によるもので、通常の精神障害の場合ほど責任は軽くないとして、懲役5年の量刑を採用した。

■【判決39】殺人事件(男性·60歳)

2011年4月30日午後6時頃、自宅で長男(当時27歳)の頭などを金属バットで多数回殴り、殺害した容疑で起訴された。被告人は、犯行後、自分で警察に連絡し、自首した。

1月30日 開廷(起訴事実を否認)

弁護人は、被告人は自分の身を守るためだったとして正当防衛を主張し、殺意を否定した。検察官は長男に対して一時的に怒りが爆発した激情犯罪で正当防衛には当たらず過剰防衛を主張した。

2月1日 求刑 (懲役5年)

弁護人は、刃物を持ち出した長男に金属バットで反撃しようとした親子けんかであるとして無罪を主張。

2月7日 判決 (懲役3年)

判決は、第一に殺意の有無、第二に正当防衛又は誤想防衛の成否という二つ の論点を挙げた。殺意の有無について、「被告人が、被害者を死亡させる危険 性の高い行為を、そのような危険な行為であると分かって行った場合には、経 験則上、自らの行為によって、被害者が死亡する具体的・現実的危険性を認識・認容していたといえるから、殺意があったといえる」と判断枠組みを提示し、本件においては「被告人は、被害者と至近距離で向かい合った体勢で、少なくとも25回にわたって金属バットで被害者の頭部及び上半身等を強く殴り」「首に残った衣服の編み目の跡からすると、被告人は被害者の首に金属バットを相当強く押し当ててい」た。これらの事実から「本件殴打行為等は、被害者を死亡させる危険性が高い行為であることは明らかである。」

そして「被告人は、自ら持ち出した金属バットを用い、目の前にいる被害者を狙って、手加減することも、急所を外そうとすることもなく、被害者が倒れるまで25回以上の多数回にわたって殴っている」「また、被告人は意識的に金属バットを首に相当強く押し当てている」事実から「少なくとも被告人には、自らの行為の危険性の認識は十分にあったと認められ」るからとして 被告人には殺意があったと認めた。

第二の論点である正当防衛又は誤想防衛の成否について、「被告人は、バランスを崩して片膝を突いた状態となったときに、被害者から蹴られそうになっているし、立ち上がった後も、被害者に迫って来られたりした可能性を否定できないから、その当時、被告人に、被害者の足や素手による攻撃の危険が差し迫っていたことは明らかである」が、「被害者は、被告人に対して、一度も、包丁を突き出したり、刃先を向けたり、『刺すぞ』『殺すぞ』という言葉を口にしたりしていない……結果的にも、被告人は一切怪我を負っていない」から「いかなる時点においても、被害者が実際に被告人を包丁で攻撃しようとした事実はなかったとみるほかなく、客観的には包丁で攻撃される危険までは差し迫っていなかった」と認定した。

次に、この当時の被告人の認識について、被告人の公判供述によって、「被告人は、被害者から包丁で攻撃を受ける危険性については、万が一の可能性は考えつつも、被害者が本気で親である自分に包丁で攻撃を仕掛けてくるとは感じていなかった」「被告人の注意は包丁に全く向けられていなかったのであり、包丁による攻撃の危険が差し迫っていると感じた者の意識としては相当に違和感を覚える。しかも、捜査段階において、被害者から包丁で攻撃されることへの恐怖等があったから金属バットで暴行を加えたなどという供述調書は一切作

成されて」いない事実から、「被告人は、被害者から実際に手や足による攻撃を受けようとしたことにより、被害者から包丁で攻撃を受ける危険が差し迫っているとまで感じたことはなかった」とした。

被告人の反撃について、「被告人に差し迫っていた危険が足や素手による暴行にとどまっていたとはいえ、被告人は、被害者が包丁を手に持っていると認識していたのであるから、被告人が、自分の身を守るため、そのような過剰な行動に出ることは十分理解できる」として防衛の意思が全くなかったとまでは認められない。

検察官は、[1] 全体的に見れば本件はあくまでも喧嘩であって、被告人の行為は喧嘩相手への攻撃にすぎない、[2] 被告人は、もともと被害者から攻撃されれば「返り討ち」にするつもりで臨んでおり、反撃することがやむを得ないような場合ではない、[3] 被害者からの攻撃も、そもそも被告人自身が招いたものであり、反撃することは正当化できないなどとして、正当防衛による対抗は許されないと主張したが、判決は「[1] 本件は相互に攻撃を予定したような喧嘩とはいえないから、金属バットによる暴行が喧嘩相手に対する攻撃にすぎないとみることはできない。また、[2] 被告人が金属バットを持ち出したのはあくまで説得目的であり、包丁を手にして近付いてくる被害者と相対しても、金属バットを構えることすらしていないことがうかがえ、被告人が積極的に被害者を「返り討ち」にするつもりだったと決めつけることもできない(積極的加害意図の不存在)。そして、[3] そもそも被告人が、金属バットを持ち出したのは、被害者が包丁を持ち出したからであり、また、部屋の奥に回り込んだ理由も、主として被害者を説得しようとしたためと見る余地がある」として、検察官の主張を退けている。

結論として、判決は「被告人が被害者を殺害した行為は、急迫不正の侵害に対して、自己の権利を防衛するために行われたものではあるが、防衛行為としてやむを得ない程度を超えているといえるから、過剰防衛が成立する。」と判断した。

量刑について、「被害者が以前から母親に対して物を投げつけたり叩いたり していたこと、本件当日も、被告人が親として被害者を諭し導こうという強い 思いを持っていたのに対し、被害者が先に包丁を持ち出し、手を出そうとする など理不尽な行動に出たことが、本件のきっかけになっていることからすると、被害者にも多分に落ち度がある。また、被告人が自首し、遺族でもある被告人の家族が許しているといった被告人に有利な事情もある。」「被告人に、被害者が包丁を持っていることからくる恐怖感があったにせよ」としながらも、「被告人の防衛行為が激しいものとなった理由は、息子に逆らわれたことで親としてのプライドを傷つけられたという怒りの感情の側面が大きかったと考えられ、動機においても酌むべき点は乏し」く、被告人に有利な諸事情や被告人が当公判廷でも反省の態度をみせていることや被告人の更生可能性に問題がないことなどを考慮しても、執行猶予を付すことが社会的に許容されるとは見ることができず、主文のとおりの実刑を科すのが相当であるとした。(判決全文は裁判所ウエッブサイト及びTKC法律情報データベース【文献番号】25444383に掲載されている。)

■【判決40】 逮捕監禁致死及び死体遺棄事件(男性・51歳)

2009年5月、屋久島町で、同町の会社社長が所有する別荘で社長の手足を縛り、車のトランクにいれて監禁し、死亡させ、さらに、遺体を遺棄した容疑で起訴された。【判決17】で懲役14年の刑罰が確定した男性Aと共謀しての犯行とされた。

判決が認定した犯罪事実は以下の通り。平成21年5月30日午前6時30分頃、 鹿児島県熊毛郡の会社社長(当時73歳)所有の別荘において、同人に対し、サ バイバルナイフを突き付け、その両手親指や両足を結束バンドなどで緊縛した り、口に粘着テープを貼り付けたりした上、旅行カバンに押し込み、このカバ ンごと普通乗用自動車のトランクに積載して同車を同町の土砂置き場まで走行 させた。そして、引き続き、同所において、同人の胸部、両腕、両手及び両足 等をロープで緊縛し、口に粘着テープを貼り付けるなどして再びカバンに押し 込み、このカバンごと車両のトランクに積載し、同日午後0時5分頃、車を運 転して港からカーフェリーに乗船した。その後、同日午後4時20分頃、下船し た後、同日午後5時55分頃、同車を鹿児島市の路上で走行させ、同人が死亡す るまでの間、車内から脱出できないようにして不法に逮捕監禁し、窒息状態に 陥らせ、窒息死させた。 同年6月2日、栃木県鹿沼市の小学校跡地内において、同人の死体を跡地内 にある井戸の中に投棄して遺棄した。

2011年12月12日に公判前整理手続き第11回協議が行われ、2012年2月13日に 初公判を開くことを決定した。起訴されたのは、2010年3月。起訴から初公判まで約1年11ヶ月を要して、かなり長期となった。鹿児島地裁での裁判員裁判としてはもっとも長期間にわたって公判前整理手続きが続いた。弁護人によると、事件現場が広範囲で弁論準備に時間がかかったという。また担当する検察官が異動し、新しい検察官が事件を見直す期間も必要だったらしい。前号でも指摘したが、公判自体の期間は総じて短縮化されたとしても、公判前整理手続き期間、とくにこの【判決40】のような否認事件の場合がかなり長期化していて、関係者に負担を与えていることが指摘できる。

2月13日 開廷(起訴事実を否認)

被告人は、Aといっしょに屋久島に渡ったことは認めたが、Aが被害者である社長と会った際には同行せず、宿泊先で寝ていた、自分が事件に関与したとするAの供述は真の共犯者を隠すためのうそである。として無罪を主張した。

2月20日 求刑 (懲役8年)

検察官は、被害者を逮捕監禁する際に被告人は道具を運ぶなど手助けをした、 共犯者Aも被告人の関与を認めていると主張した。

2月27日 判決 (懲役4年6月)

判決は、本件の争点は、被告人が、判示の逮捕監禁致死及び死体遺棄の犯人 (共犯)であるか否かにあるとした。

被告人と本件各犯行とを結びつける直接の証拠は、被告人と共に本件各犯行を行ったというAの供述のみであった。

Aは、捜査段階及びA自身の公判においては被告人が共犯として本件各犯行に関与していた旨供述していたが、公判廷においては、本件各犯行の場面を含め、被告人の関与につながることについて、今は話したくない旨述べて一切証言しなかった。

そのため、捜査段階及びA自身の公判におけるAの上記各供述の信用性が、 争点判断の中心となった。 判決は、「気性が荒く、それほど小柄でもない被害者が、むざむざ縛り上げられて、何の痕跡も残さず車のトランクに積み込まれた」という客観的な事実からして「本件監禁行為がAの単独犯行であったとは考えにくく、A以外に共犯者がいたと考えざるを得ない。」そして「被告人以外の第三者が本件監禁行為に関与したことをうかがわせる具体的な証拠」は存在しないので、当時Aとともにこの別荘を訪問していた被告人こそがAの共犯者であるという「非常に強い推認が働く」として、Aの共犯供述の信用性を「強固に支える」とした。A及び被告人の別荘での行動についてのAの供述について「すべてがAの供述どおりであったかどうか解明できない部分も残る」としつつ、Aの単独犯行とは考えがたいとしている。

Aは監禁致死について何も知らなかったと公判で供述していたが、判決は、Aの別荘での不審な行為についても一切問いただすこともなく、鹿児島に運転要員としてAから誘われても何泊するかも聞かず、そのままとんぼ返りすることになっても理由も不満もいっさい聞かなかったとする供述は、本件監禁行為について何も知らなかった者の行動としては「不自然極まりない」とした。死体遺棄についても、被告人はAに変わったところはなかったと公判で供述したが、Aは予期に反して被害者を死亡させ遺体をトランクにつめこんだまま、栃木に帰ることになった状況からすると、不自然な供述だとした。

したがって、被告人は、逮捕監禁事件の共犯者であると断定した。

死体遺棄の犯人であることも、Aの共犯供述は信用できるのに対して、被告人の供述は信用できないとして、死体遺棄事件についても共犯者であると断定した。(判決全文は裁判所ウエッブサイト及びTKC法律情報データベース【文献番号】25481093に掲載されている。)

【控訴】被告人は即日控訴。

■【判決41】 強盗殺人及び銃刀法違反事件(男性・45歳)

「指宿夫婦殺人事件」として大きな話題になった。

指宿市で2011年5月2日、70代の夫婦が自宅で殺害され、2人の遺体には複数の刺し傷や切り傷があり、死因は2人とも包丁で刺されたことによる出血性ショックとされた。室内はそれほど荒らされていなかった。被害者夫婦の遺体

は3日午後1時頃、様子を見に来た次男と長女によって自宅で発見された。

被告人は被害者の軽自動車を盗んで逃走し、北九州市内の鱒淵ダム付近に放置し、5日、窃盗の疑いで逮捕された。その後、13日に、大家である被害者夫婦を殺害して家賃の支払いを免れ、家賃分の利益を不当に得たという容疑で再逮捕された。

被告人は、強盗殺人及び銃刀法違反の容疑で起訴された。刑法236条は強盗罪を規定しているが、2項では「前項の方法(暴行又は脅迫)により財産上の利益を得」た者を強盗としていることから、被告人の行為がいわゆる「2項強盗」にあたるがどうかが刑法上の1つの論点となった。強盗が成立すれば、被告人の犯行は殺人罪ではなく、強盗殺人罪(刑法240条)が適用され量刑は「死刑又は無期懲役」の選択刑となる。本件では、約12万円の家賃の支払いを免れ、家賃分の「利益を得」ようという動機で、被害者夫婦を殺害したとの容疑である。

裁判所は、裁判員候補者128人を無作為抽出し、調査票及び質問票で辞退が認められた79人、呼び出し状が届かなかった10人を除いて、期日当日、呼び出された候補者は39人だったが、17人が連絡なしに欠席した。当日9人の辞退が認められ13人のうちから選任された裁判員は男性1人、女性5人。補充裁判員3人はいずれも男性1人、女性2人。

- 3月5日 開廷(起訴事実を一部否認) 被告人は強盗目的を否定した。
- 3月8日 求刑 (死刑)

検察官は、妻に路上生活をさせないために、数日間アパートに住み続けられる経済的利益を得るという目的で2人を殺害したもので、強盗殺人罪(刑法240条)にあたると主張した。鹿児島地裁で死刑が求刑された2例目である。

弁護人は、家賃を支払わない場合は部屋を明け渡すように被害者に強く迫られ、極度に追い詰められて殺害に及んだもので、強盗殺人罪には当たらず、殺人罪と窃盗罪にあたるとしたうえで、計画性もなく前科もないので、無期懲役刑が相当であると主張した。

3月19日 判決 (無期懲役)

裁判所は無期懲役の判決を下した。判決要旨は「南日本新聞」から引用した。

(判決全文は裁判所ウエッブサイトに掲載され、判例タイムズ1374号242頁及び TKC法律情報データベース【文献番号】25481792に転載されている。)

(判決要旨)

「被告人はうそを重ね、一時的にでも不都合な状況から逃れようとする場当 たり的な行動を取る傾向にあった。犯行当時被告人夫婦は無職無収入で所持金 はほとんどなく、被告人は何とかして滞納家賃の支払いと退去の催促を逃れた いと考えた。

被告人は洋包丁(ペティ・ナイフ)を意識的に持ち出したが、具体的な使い方まで想定していたとはいえない。被害者が許してくれないことへの焦りや混乱、怒りから突発的に殺意を生じさせたことも大いにあり得る。滞納家賃を支払わないまま、被告人が妻を数日間アパートに住み続けられるようにするという明確な目的があったとまでは認められない。

取り調べの一部を録音録画したDVDでは、被告人が二者択一で選んだ内容が調書化された様子がうかがえる。内容は虚偽とまでいえないが、見逃すことのできない不自然、不合理な点があり、信用性に疑問が残る。わずか数日間長く住むため被害者を殺害したというのはあまりに唐突である。妻の母から援助を受けられないと考えていたのに、調書で数日後の援助を期待したと述べているのは不合理である。犯行当時の気持ちを合理的に説明しようとしたにすぎない。

強盗目的は認められない。被害者夫婦を殺害し、金品を奪った行為は、2人 に対する殺人罪と窃盗罪にあたる。

被告人は、現実逃避という極めて短絡的な衝動で、他人の生命をまったく顧みることなく犯行に及んだ。しかし、利欲的な目的の計画的殺人に比べれば、 非難される程度は低いと言わざるを得ない。被害者2人の殺人事件で死刑が選択された多くの事案とは、罪質・動機の点で一線を画している。

殺害の手段方法は残虐、執拗だが、焦りや混乱など強い感情に影響され、かなりの興奮状態にあったことが主たる原因である。罪責は重大だが、他の殺人事件との比較や一般予防の見地から死刑がやむを得ないと言うには、なお躊躇がのこる。」

判決がとりあげた第一の論点は、大家である夫を殺害した犯行において、「被告人に、滞納家賃を支払わないまま本件アパートに居住し続ける利益を得るという、強盗の目的があったか否かである。」という点であった。判決は、夫殺害の動機について、「自白調書以外の証拠に基づく検討」をおこなっている。そこでは「被告人の経済的状況」「ペティナイフを持ち出した理由」「ペティナイフで刺した理由」がそれぞれ検討されて、「本件当日、それまでと同様に謝れば許してもらえると思っていた被告人が、予想外に、一向にA(ウェッブサイトに掲載された判決文では匿名が用いられている=著者註)が許してくれないことへの焦り、事態をどう解決して良いのか分からない混乱、思いどおりにならないことへの怒りの感情から、その場のAからの支払督促と退去要求から逃れたいという短絡的な欲求を叶えるため、突発的に殺意を生じさせたということも大いにあり得る。」という事実認定を行い、「A殺害の動機が、滞納家賃を支払わないまま、Cを数日間本件アパートに住み続けられるようにするという明確な目的であったと認定することは、困難である。」と判断している。

もう一つの検討材料は、被告人の自白調書であった。検察官は、被告人が強盗目的で二人を殺害したことを、被告人の自白調書で立証しようとした。判決は、自白調書が取調官の圧力によって被告人の意思に反して作られたので、自白の任意性を欠くとする弁護人の主張は退けている。本件では、被告人の取り調べの内容の一部がDVDに録画されていた。録画されたDVDは、被告人が被告人が強盗目的で二人を殺害したことを認めた取り調べの場面ではなく、強盗目的を認めた検察官調書がほぼ完成したころに録画されたものであり、その録画では、被告人が饒舌に話し、ことさらに取調官の機嫌をとろうとするような様子も窺われること、専ら検察官の誘導に対して同意するだけであったり、すでに作成された供述調書の内容を気にしつつ発言するような素振りを見せていること、殺害動機と密接に関係する、被告人がナイフを取り出したときの気持ちについては、検察官から2つの案を示され、そこから被告人が二者択一で選んだ内容が調書化された様子が窺えることなどの状況を指摘して「上記DVDの内容から、自白調書の信用性を認めることはできない。」とした。

自白調書の内容についても、判決はいくつかの疑問点を指摘している。自白 調書で被告人は数日間借りていたアパートに住むことができればよいと考えて いたと述べていた点について、判決は、被告人がもしそのように考えていたなら、せめて二、三日待って欲しいとか頼むのが普通であって、「そのような穏当かつ使い慣れた手段を考えることなく、わずか数日住むために、いきなりAを殺害したというのはあまりに唐突すぎる感を免れない」。自白調書では、自分は自殺して、妻だけを本件アパートに住まわせようと考えたとなっている点についても、「その理由も不明」「被告人が殺害に着手する前からC(被告人の妻=著者註)のことだけを想定し、自分が住むことは全く考えていなかったというのは得心し難い。」「犯行直後はコンビニエンスストアで食料や着替えを購入するなど、ほとんど逃走することしか考えていなかったのであり、本件犯行前から自殺を考えていたとも考えにくい。」と指摘して、「自白調書の内容は、取調段階において、犯行当時に被告人が置かれていた状況や本件犯行後に被告人がとった行動等から、犯行当時の気持ちを合理的に説明しようと試みたものに過ぎないとの疑いを払拭できない。」と自白調書をとった検察官にかなりの疑問を呈している。

そして「A殺害の動機は、今まさにAから支払を督促され退去を迫られている状況から逃れたいという欲求や、Aに対する怒りであったとは認められるものの、それ以上に、滞納家賃を支払わないまま、Cを数日間本件アパートに住まわせるという明確な目的があったとまでは認められない。」と認定した。

結論的に、判決は「本件殺害行為が結果的に居住延長可能な状態を生じさせたとしても、それは今まさにAから支払を督促され、退去を迫られている状況から逃れたい等という動機で行われた犯行によってもたらされた結果に過ぎないというべきである。そもそも、「明日退去せずに済むことになる」という程度の考えでは、得られる利益の内容が抽象的にすぎ、刑法236条2項にいう「財産上不法の利益」、すなわち、同条1項における「他人の財物」と同視できる程度に具体的な利益を意識していたともいえない。」として「上記のような動機ないし心理状態をもって強盗の目的があったとはいえない。」と判断した。

したがって、判決は、刑法の適用について、強盗目的は認められず、被告人がA及びBを殺害し、金品を奪った行為につき殺人罪二罪と窃盗罪が成立するにとどまり、窃盗については、その犯意の同一性、窃取行為の時間的場所的接着性ないし連続性に照らし、包括一罪と認定した。

次に論点となったのが、この二件の殺人罪の量刑判断であった。

本件は被害者2名の殺人であり、これまでの事例からすると、死刑判決も考えられないわけではない。判決は、「その点で殺人罪の規範に違反した程度は大きく、その動機にも酌むべき点はないといえる。」としつつも、「しかし、利欲的な目的を達成するために積極的かつ冷静に殺害の手段方法を計画した上で犯行に及んだ計画的な殺人に比べれば、規範に違反した程度や非難されるべき程度は低いといわざるを得ない。また、Bに対する殺人は、A殺害と同一の機会に、その際の興奮状態に加え、犯行を目撃されたことに対応して行われているから、それぞれ別々の機会に2人を殺害する殺人に比べると、非難の程度は低いというべきである。したがって、本件殺人は、被害者2名の殺人事件で死刑が選択された多くの事案とは、その罪質・動機の点で一線を画している。」と判断した。

また「被告人には前科がなく、元来暴力的傾向を有する人物でもなかったのであり、殺害の手段方法がこのように残虐・執拗なものになったのは、被告人が一時的に焦り、混乱、怒り、恐れなどの強い感情に影響され、かなりの興奮状態にあったことが主たる原因だと考えられる。」ことも考慮している。

判決の結論は以下のようになった。

「以上のとおり、本件殺人の罪質・動機・態様からすれば、被告人の罪責が 重大であることは間違いないものの、被害者が2名で死刑が選択された他の殺 人事件と比べると、それらと同程度に極めて重大とまで評価することは困難で ある。したがって、遺族の被害感情が峻烈で、極刑を望んでいること、犯行動 機や自己の問題性についての被告人の内省が甚だ稚拙なものにとどまっている ことといった事情はあるものの、罪刑の均衡及び一般予防の双方の見地から死 刑がやむを得ないというには、なお躊躇が残る。

よって、被告人に対しては、無期懲役に処するのが相当であると判断した。」

併合罪として処理された(刑法45条前段、46条2項本文、10条)ので、刑及び犯情の最も重い罪の無期懲役刑で処断することになり、他の刑を科さないとされた。

判決をみるかぎりでは、裁判官と裁判員との間で一番問題となった論点がこ

の「強盗目的」の認定と、「量刑の選択」にあっただろうことがうかがえる。 とりわけ、被害者2名の殺人事件で死刑が選択された多くの事案と本件のどこ が違うのか、裁判員も相当悩んだのではないだろうか。結論的には、「その罪質・ 動機の点で一線を画している。」とされた。その判断にあたって、裁判員の市 民感情がどのように働いたのか、それとも裁判官側の主導であったのか、知り たいところである。まさに裁判員裁判制度の根幹にかかわる点である。

【裁判員の感想】

「(死刑という)人の命に関わることを審理し、感情が爆発しそうになった」「(考えるのが)一番つらかった」「法律用語などわからないことがあったが、(法律を知らなくても)恥をかくことはないので、評議の中で裁判官に一生懸命質問した」「法廷で見たことだけを冷静に、感情的にならずに評議に臨んだ」。

■【判決42】 強姦致傷事件(男性・43歳)

2011年4月23日夜、被告人は、女性宅に侵入し、押し倒すなどの暴行を加え、けがを負わせた容疑で起訴された。

3月21日 開廷(起訴事実を一部否認)

被告人は、わいせつ行為が目的で、強姦目的ではなかったと主張し起訴事実の一部を否認した。弁護人は、強姦目的を認めた捜査段階の自白は信用できないと主張。

- 3月23日 求刑 (懲役5年)
- 3月29日 判決 (懲役4年)

判決は、素肌に直接ズボンをはいて家に侵入するなど強姦の目的は優に認められる、とした。

■【判決43】 傷害致死事件(男性A・18歳、男性B・18歳)

少年A、Bは友人C(21歳)と共謀して、2011年10月15日午前3時ごろ、東 串良町の波見港で男性D(20歳)の体を持ち上げるなどして、海に転落させ、 水死させた容疑で起訴された。Bについては同年11月4日に鹿児島家庭裁判所 に送致されたが、11月29日に鹿児島家裁は少年審判により検察官送致(いわゆ る逆送)を決定していた。

4月13日 開廷(起訴事実を一部否認)

検察官は、冒頭陳述で被告人らは日頃から被害者をいじめていた。事件当日、 つりにきて、退屈しのぎでいじめることとし、被害者が海に落ちてもかまわな いという気持ちだったと主張。これに対し、弁護人は、海に落とすつもりはな かったと反論した。

4月18日 求刑 (A=懲役3年以上6年以下の不定期刑、B=懲役3年以上5年以下の不定期刑)

弁護人はA、Bいずれも少年院への送致の保護処分が妥当と主張。

4月20日 判決 (A=懲役2年以上3年以下の不定期刑)、決定 (B=家庭裁判所への移送)

Aについての判決では、裁判所が認定した事実は、以下の通りであった(判 決文から引用したが、人名についての匿名表示を変更した)。

(犯行に至る経緯等)

「被告人A (当時18歳)、B、C及び被害者Dの四人は、平成23年9月末頃から行動を共にするようになった。四人の力関係は、C、被告人A、B、被害者Dの順であり、C主導の下、被告人Aら三人は、被害者Dに対し、使い走りをさせたり、二の腕をこぶしで殴ったりしていたほか、汚れた池に入らせたり、橋の欄干から川に突き落としたりしていじめていた。

被告人AやCら四人は、平成23年10月15日午前零時30分頃、鹿児島県肝属郡 a 町 b o c 港に出向き、魚釣りをしていたが、魚が釣れなかったため、これに 飽きたCが退屈しのぎに被害者Dをいじめて遊ぼうと考え、被告人AとBにその旨伝えた。

(犯罪事実)

被告人Aは、C及びBと共謀の上、同日午前3時頃、上記港の岸壁付近において、Cの指示により、D(当時20歳)の服を脱がせて全裸にした上で、全員で手分けをしてその両手足を手でつかんでその体を宙に浮かせ、Dを左右に揺さぶり、同岸壁直下の海中に転落させようとする暴行を加え、さらに、Dを同岸壁に立たせた上で、AがCの右腰付近を背後から右足で蹴って同岸壁直下の海中に転落させる暴行を加え、よって、その頃、同海中において、Dを溺死さ

せた。」

(争点1)

被告人Aは、Dを海に転落させる意思はなかった、他の共犯者らとの間にその点に関する具体的な意思の疎通はなかったと主張した。そこで争点は、この被告人Aの意思の内容の如何となった。

被告人らはDに対し、被害者の両手足をもって海に向かって揺さぶる行為(判決は「ゆりかご行為」と呼んでいる)を行った。被告人Aは、最初の「ゆりかご行為」の途中、自らの手でDを海に落とすのをためらうようになって、その後は加わっておらず、「ぐらしくないですか」(「かわいそうではないですか」の方言)と問いかけていた。しかし、CがDを海の中に落とすつもりだと、Aは「明確に認識したにもかかわらず」、Dをそのまま岸壁に立たせたまま、後ずさりして離れ、Dが転落しても、おぼれているのに気づくまで、その様子を見て笑っていた、と判決は事実認定した。

判決は、Aが「CやBらがDを海に落とすのならば構わない、しょうがないとの意思を有していたと認められる。」とした。

(争点2)

弁護人がA・Bいずれも少年院への送致の保護処分が妥当と主張したため、 刑事制裁として実刑を科すかが、裁判官・裁判員の間での審理の焦点となった と思われる。

判決文の理由付けから推測すると、重罰の必要性と酌量の双方にかなり揺れ 動いているようにみえる。

まず「本件犯行は、こうした「いじめ」の延長線上で行われたものであって、その動機は極めて身勝手なものである。また、全く無抵抗なDに対し、一方的に暴行を加えた卑劣な犯行でもある。」と弾劾しつつも、「集団で強度の暴行を加える事案と比較すれば、人の死を招来する危険性は一般的に低いといえる。したがって、本件は、実行共同正犯による傷害致死罪の中では、犯情の比較的軽い類型に属する。また、本件犯行を主導し、実際にDを海に蹴り落としたのはCであること、及び被告人自身の関与は従属的である上、途中から積極的な関与を止めていることは、被告人に有利な事情として考慮することができる。」ことを指摘する。

しかし、「自分が直接関与しないのであれば、AとBにおいてDを海に転落させることは構わないと考えていたこと、被告人はDに過呼吸の持病があることを知りながら、実際にDが海に転落しても、Dがおぼれていると気がつくまで、その様子を見て笑っていたこと」を実刑の理由にあげている。

判決は、このように、実刑か少年法の保護処分か、やや揺れ動いたような印象を与えながら、「被告人が可塑性に富む少年であること、特に被告人が検察官送致を受けてからは、自らの行為によってDが死亡した現実を受入れ、反省を深めつつあること、被告人に保護処分歴がないこと等の事情」があったとしても、「被告人の更生には不安が残るといわざるを得ない」と結論づけ、「被告人を懲役二年以上三年以下に処するのが相当である」とした。(判決全文は裁判所ウエッブサイト及びTKC法律情報データベース【文献番号】25481794に掲載されている。)

同日、Bについては「本件を鹿児島家庭裁判所に移送する」との決定がなさ れた。この決定では、「本件犯行を主導し、実際に海に蹴り落としたのはCであっ て、被告人Bは日頃からCの支配下でDに対するいじめに荷担していた」こと、 「本件でも岸壁際でDの両手足を持ち、海に向かって揺さぶる行為等に積極的 に関与しているように見えるのも、Cの指示によるものと認められる」こと、「加 えて、被告人は、Dがおぼれているとわかった後、Aから指示されたからであっ たとはいえ、実際にDを救助するため、単身海に飛び込み、相当時間、救助を 試みた」こと、「Cの指示に無分別に従った背景には、被告人の知的能力の低 さや未熟さが色濃くうかがわれること」「被告人なりにではあるが反省を深め つつあること、被告人には前歴すらなく犯罪傾向が認められないこと」等の事 情を考慮して、「被告人に対しては、刑罰ではなく保護処分を選択することも 社会的に許容され得るというべきである。」とした。「家庭裁判所に移送した場 合には、比較的長期の少年院送致の保護処分が見込まれることなどからすれば、 見込まれる刑罰より保護処分の方が被告人の更生に役立つ」と判断した。(決 定全文は裁判所ウエッブサイト及びTKC法律情報データベース【文献番号】 25481266に掲載されている。)

5月2日付けで、本件について移送された鹿児島家庭裁判所(村田文也裁判

官)は、Bを中等少年院に送致する保護処分を決めた。

本件の移送決定は、Bについて鹿児島家裁がいったんは検察官送致(いわゆる逆送)決定して、一般の刑事裁判が相当と判断したにもかかわらず、それをくつがえして、家裁での判断を求めたものである。

■【判決44】 現住建造物放火等事件(男性・64歳)

2011年5月30日午前4時ごろ、自宅の隣にある母親が住む住居の和室にあった布団にライターで火をつけ、木造平屋建て住居116平方メートルを全焼させた容疑で起訴された。

4月23日 開廷(起訴事実を認容)。

検察官は、精神障碍の影響で幻覚状態になり、その幻覚を追い払うために火 を放ったと冒頭陳述した。

弁護人は、被告人が精神障碍になったのは、病気で農業を続けられなくなった上に、支えだった妻がなくなったため、と反論した。求刑は懲役5年。弁護人は執行猶予が相当と主張した。

4月26日 判決 (懲役3年)

判決は、被告人が精神的障碍になったのは被告人に原因があり(この詳しい 内容は不明=著者注)、心神耗弱による責任の軽減を認めることはできないと した。

■【判決45】 傷害致死事件 (男性・21歳)

【判決43】の分離公判。Cは、2011年10月15日午前3時ごろ少年A、B2人といっしょに東串良町の波見港で男性(20歳)を海に転落させ、水死させた容疑で起訴された。

5月21日 開廷(起訴事実を認容)。

検察官は、強い立場で少年2人に指示したと冒頭陳述した。弁護人は、被害者は泳げると思っていた、偶発的に起きたもので被害者を助けようとした、と主張した。

5月23日 求刑 (懲役8年)

弁護人は懲役5年が相当と主張した。

5月24日 判決 (懲役7年)

判決は、「被告人らは、被告人主導の下で、Dを日常的にいじめていた。本件犯行も、その延長線上で、全く無抵抗で落ち度のないDに対し、思いつくまま、面白半分で一方的に暴行を加えたのであり、Dの人格を軽視した悪質さが認められる。」「被告人は、Dを海に蹴り落とした時点では、Dが泳げるのかどうかといった後先を考えないまま、Dを蹴り落とした」「加えて、深夜、高さ約2.41メートルの岸壁から海に蹴り落とす行為には、人の死を招来する危険性が相当程度認められる。」「被告人は本件犯行を終始主導した。Dを海に転落させる以前の暴行にDの死亡につながる危険性はなく、Dの死亡という悲惨な結果が生じたのは、Dを海に転落させたからに他ならないところ、Dを海に転落させたのは被告人である。これらのことからすれば、被告人が本件犯行において果たした役割は決定的であり、他の共犯者の責任よりも格段に重い。」とした。(判決全文は裁判所ウエッブサイト及びTKC法律情報データベース【文献番号】25482492に掲載されている。)

■【判決46】 現住建造物放火事件(男性・24歳)

2009年11月、鹿児島市内のアパートにガソリンをまいてライターで火をつけ、ドアの一部を燃やした容疑、および2011年2月に、同じく鹿児島市内の民家に 火を放ち、外壁の一部を燃やした容疑で起訴された。

5月28日 開廷(起訴事実を一部否認)

検察官は、専門学校の授業に理解できないことや同級生になじめないことから憂さ晴らしの目的で火をつけたと冒頭陳述した。

弁護人は、他人とうまく意思疎通ができない発達障害が犯行に影響した情状を主張し、放火したものの一定程度燃え続ける状態ではなかったとして放火罪 未遂を主張した。求刑は懲役6年。

5月31日 判決 (懲役4年)

判決が扱った争点は2つあった。

第一には、弁護人の放火罪未遂の主張についての判断である。「関係証拠に よれば、第1の事実では、被害建造物である共同住宅d号室に設置されていた 玄関ドアのうち、これに貼付されていたポリ塩化ビニール樹脂シート(塩ビ フィルム層)が約1.603平方メートルにわたり燃焼、炭化していたこと、同様に、第2の事実では、被害建造物である家屋の東側外壁のうち、これに貼付されていた表面塗膜(表面材)の塩化ビニール樹脂のシート及びポリエステル系の接着剤層が約0.162平方メートルにわたり燃焼、炭化していたことがそれぞれ認められる。そうすると、上記両被害建造物の一部が、それぞれ独立して燃焼する程度に達した状態にあったことは明らかであって、いずれも「焼損した」ことは優に認められる。」とした。

第二には、被告人の発達障害についてである。「なお、被告人には、先天性である特定不能の広汎性発達障害があり、そのため、専門学校で上手く人間関係を築けず、同期生から嫌がらせを受け、このとき受けたストレスが後に本件各犯行を決意させる遠因となっていることからすれば、犯行に至る経緯には一定程度同情の余地もある。しかし、上記障害が大きく被告人の規範意識や判断能力に影響を及ぼしたと認められない」と認定して「障害を被告人に有利な事情として斟酌するには限度がある。」とした。(判決全文は裁判所ウエッブサイト及びTKC法律情報データベース【文献番号】25482493に掲載されている。)

■【判決47】 通貨偽造事件(女性・21歳)

専門学校生だった被告人は、2011年3月、鹿児島市の自宅で1万円札をカラーコピーして偽札を作った容疑で起訴された。

- 6月6日 開廷(起訴事実を認容)
- 6月7日 求刑 (懲役3年)

午前中に論告求刑が行われた。

6月7日 判決 (懲役3年、執行猶予4年)

午後、判決。判決は、偽札は精巧ではなく悪質性は少ない、現在美容師として働いており、更生の可能性も比較的高いとして執行猶予を附けた。結審当日に判決を言い渡したのは、鹿児島地裁で初めてだった。

【裁判員の感想】議論する時間は十分にあった。

■【判決48】 傷害致死事件 (男性・35歳)

被告人は、2011年10月27日鹿児島市の路上で、会社の経営方針をめぐって同

僚男性(39歳)と口論になり、男性の顔を殴って転倒させ、後頭部打撲により 脳障害によって死亡させた容疑で起訴された。

- 6月13日 開廷(起訴事実を認容) 求刑は懲役3年。
- 6月15日 判決 (懲役3年執行猶予4年)

判決は、一方的に暴力をふるっていた同僚の男性が「俺を殴れ」と迫ったため誘発された犯行だとして、殴ればその場が収まると考えたのは軽率だったとした上で、動機や経緯には酌むべき点が多いとした。

■【判決49】 殺人未遂事件(女性・64歳)

被告人は2011年12月5日、実家に帰省していた40代の長男が精神障害の影響で暴れたため、長男の首をネクタイで絞めて殺害しようとしたが、「お母さん 堪忍」と言われ、首を絞めるのをやめた容疑で起訴された。

6月27日 開廷(起訴事実を認容)

検察官は、長男がその妻子や次男が住む地名を挙げて、めちゃくちゃにして やるとつぶやいたので、家族に迷惑がかかると考え、殺害を決意したと冒頭陳 述した。被告人は公判開始の段階で保釈になっており、法廷では弁護人の隣の 席にすわっていた。

求刑は懲役3年。

6月29日 判決 (懲役3年執行猶予4年)

判決は、「本件の犯行態様は、被害者を死亡させる危険性の高い悪質なものである。また、被告人が被害者の殺害を決意したのも、被害者が家族らに迷惑をかけるのを止めようとしてであったとはいえ、あまりに短絡的であるといわざるを得ない。

しかしながら、被告人は、結局、自らの意思で本件犯行を中止しており、被害者は特段、傷害を負っていない。そして、前記のとおり、被害者は以前から些細なことに興奮して暴言を吐いたり、暴れたりして、被告人を悩ませていた。犯行当日は、特に激しく暴れた挙句、二男夫婦や妻にも危害を加えるかのような言動をしたことで、被告人は精神的に追い詰められていたのであり、犯行に至る経緯には同情の余地がある。なお、この点、被害者自身、母である被告人

に対して寛大な処分を求めているほか、むしろ、自分の方が加害者であったと も述べている。

これらの事情に照らすと、本件は、殺人未遂罪の中でも犯情の軽い部類に属する。加えて、被告人の反省態度や更生のための周囲の環境等をも考慮すれば、被告人に対しては、主文の刑に処した上で、その刑の執行を猶予し、社会内で更生する機会を与えるのが相当である」と判断した。(判決全文は裁判所ウエッブサイト及びTKC法律情報データベース【文献番号】25482494に掲載されている。)

■【判決50】 強盗致傷事件(男性・28歳)

被告人は、2012年1月29日夕方、少年(19歳)と共謀して、阿久根市の大型スーパーマーケットで漫画本18冊を盗んだ。駐車場から軽自動車に乗って立ち去ろうとしたとき、制止しようとした女性保安員(59歳)をはね、車のボンネットに乗せたまま走行した。女性保安員は車から転落し軽傷を負った。少年には窃盗の非行があったとして家裁に送致され、被告人が起訴された。

7月3日 開廷(起訴事実を認容)

検察官は被告人が漫画本の万引きを繰り返し、それを換金していたと冒頭陳述した。被告人も、同じ店で100回くらい万引きしたと認めた。

求刑は懲役5年。

7月6日 判決 (懲役3年執行猶予5年)

判決は、被告人には、保安員にけがをさせる積極的な意思はなかったとする 一方、常習的に万引きをしており、更生には保護司などの指導が必要として、 保護観察付きの執行猶予とした。

■【判決51】 強姦致傷及び強制わいせつ事件(男性・41歳)

被告人は、2007年11月1日夜、鹿児島県内で、女性にみだらな行為をし、さらに2011年11月22日、別の女性に乱暴しようとしてけがをさせた容疑で起訴された。

7月9日 開廷(起訴事実を認容)

求刑は懲役5年。

7月11日 判決 (懲役5年)

判決は、路上や公園という公共の場で2度にわたり性犯罪に及んでいて、再 犯の可能性も否定できないとした。

■【判決52】 現住建造物等放火及び窃盗事件(男性・40歳)

被告人は、2011年10月、知人男性と共謀し、薩摩川内市内の会社員の敷地から浄化槽部品を盗んだ。さらに、12月、同市の車庫に火をつけ、住み家の一部を焼き、隣の家 1 棟を全焼させた容疑で起訴された。

7月19日 開廷(起訴事実を認容)

知人から携帯電話料金の立て替えを要求されるなどして悩んでいて、不満解消のために放火をしたと検察官は動機を説明、弁護人は、隣の家を全焼させるつもりはなかった、と抗弁した。

求刑は懲役8年。

7月24日 判決 (懲役7年)

判決は、「被告人は、住人が寝静まる深夜、住宅密集地にある民家に放火したものであり、犯行態様は相当に危険で悪質である。被害建物のうち、1棟は全焼しており、財産的損害は合計2500万円以上にのぼっているから、生じた結果も重大である。

そうすると、被告人は民家を全焼させることまで積極的に意図していたわけではないこと、放火の直後に119番通報等をしたにもかかわらず、1棟が全焼したのは、点火地点のそばに灯油入りポリ容器があったという被告人の認識していなかった事情がかかわっている可能性を否定できないこと、その他被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、なお、本件の犯情は決して軽くない。

そして、被告人は、10年以上前のものではあるが、動機及び態様が似通った 同種前科を有していることや、当公判廷で反省の言葉を述べているものの、本 件犯行の背景にある自らの問題点を十分認識し、反省を深めているとはいい難 いことからすると、被告人の更生には不安が残るといわざるを得ない。

以上のとおり、本件放火に関する事情を中心に検討した結果、主文程度の実刑は免れない」とした。(判決全文は裁判所ウエッブサイト及びTKC法律情報データベース【文献番号】25482503に掲載されている。)

■【判決53】 現住建造物等放火事件(男性・29歳)

被告人は、2月26日午前5時頃、知人男性の家のコンクリート製犬走り(築地の外壁と溝の間にある狭いところ)にガソリンをまいて、火をつけ、壁や柱を焼いた容疑で起訴された。

- 8月29日 開廷 (起訴事実を認容)
- 8月30日 求刑 (懲役5年) 即日結審。弁護人は執行猶予を主張した。
- 8月31日 判決(懲役2年6月)

争点は、本件犯行について執行猶予を認めるかどうかであった。

判決は、「本件の焼損面積は314.5平方センチメートルと極めて小さな範囲にとどまっているし、被告人がガソリンを直接被害家屋にまかず、コンクリート製の犬走りにまいていることからも分かるとおり、本件犯行当時、被告人において被害家屋を積極的に燃やす意思があったとまでは認められない。しかも、客観的には、被告人の放った火は、Bによる消火活動が行われなかったとしても、大幅に燃え広がる可能性の低いものであった。

そうすると、本件は、現住建造物等放火罪の中でも犯情のごく軽い部類に属するから、酌量減軽をした処断刑の最下限を基本に被告人の責任を検討するのが相当である。

もっとも、被告人は、住民が寝静まる未明の時刻、被害家屋内に二人がいることを知りつつ、ガソリンを建物に近接した犬走りに広範囲にまくなどしている。すなわち、客観的には、上記のとおり、建物が炎上してしまう可能性は低かったが、一般的、常識的には二人の生命の危険まで想定されるのであって、被告人もそのことを分かりながら火を放っている。したがって、被害者、特に当時、被害家屋に現在していた者ら全員との間で示談が成立し、かつ、その許しを得ているなどの特段の事情のない本件では、執行猶予を付すことが社会的にみて許容されるとまではいえない。」として執行猶予を認めず、実刑判決を下した。(判決全文は裁判所ウエッブサイト及びTKC法律情報データベース【文献番号】25482814に掲載されている。)

■【判決54】 傷害致死事件(男性・62歳)

被告人は、2011年5月11日夜、自宅敷地を車で進行中、母親が立ちふさがって車を止めようとしたため、母親(当時82歳)をはね、死亡させた容疑で起訴された。

9月20日 開廷(起訴事実を否認)

母親が車に近づいていたことは知っていたが、突然姿が消え、車に乗り上げた。 故意はなかったとして自動車運転過失致死罪に当たると弁護人は主張。

- 9月21日、事故現場で裁判員も参加して、現場検証が行われた。鹿児島地裁の裁判員裁判としての現場検証は、下福元町事件に次ぐ2例目となった。
- 9月26日 求刑 (懲役6年)

被害者である母親の体の傷を鑑定した法医学者の証言をもとに、母親は車の 進路上に立っており、車でそのまま進めば、けがをさせる危険性があることは わかっていたとして、懲役6年を論告求刑した。

9月28日 判決 (懲役3年)

判決は、被害者である母親は車の進路上に立っていたとする法医学者の鑑定の信用性を認め、母親に気づいていながら、衝突を避ける措置をしていないことを指摘し、けがをさせてもやむをえないと考えていたと推認できる、とした。

【裁判員の感想】

裁判が進むと疑問点がでてくるので、現場検証は期日後半でもよかったと話 した。

■【判決55】 殺人未遂事件(女性・76歳)

被告人は、2012年2月7日夕方、自宅で寝たきりの夫(当時78歳)に、殺虫剤を混ぜた食事を胃ろうから注入し殺害しようとし、治療1か月の有機リン中毒を負わせた容疑で起訴された。

10月31日 開廷(起訴事実を認容)

検察官は、犯行動機として、約6年前に寝たきりになった夫の介護で、被告 人は夜も眠れなくなって疲れ果て、夫が亡くなれば楽になれると考えたとし た。同居していて娘夫婦は共稼ぎだったので、寝たきりの夫を被告人が介護保 険サービスを利用しながら介護していた。排泄などの世話をするため被告人は被害者と同じ部屋で就寝していたが、幻覚や妄想に悩まされる夫に、被告人は何度も起こされ、疲れ果てた。被告人質問で、なぜ施設に入れなかったのかと聞かれて、被告人は、夫がいやがったので、施設には入れなかった、と答えた。また、在宅介護に限界が来ていることをなぜ娘に相談しなかったか、と聞かれて、仕事もあり大変だと思ったと答えた。

11月1日 求刑 (懲役5年)

検察官は、介護疲れという動機には同情する点はあるとしても、娘に相談すれば状況は改善できたはずなのに、それをしなかったとして懲役5年を論告求 刑した。

弁護人は、夫に後遺症はなく、県外から戻ってくる娘と今後同居する予定な ので再犯のおそれはないとして、執行猶予を求めた。

11月2日 判決 (懲役3年執行猶予4年)

判決は、被告人は、介護で肉体的・精神的疲労が蓄積し、冷静な判断ができない状況にあったとして、危険な行為だが、突発的な犯行と結論づけた。

判決言い渡しのさい、裁判官は、「これまでの夫との心の交流を大切にして ほしい」「母親を思う娘たちの気持ちに報いるように生活してください」とい う裁判員の意見も伝え加えた。

■【判決56】 傷害致死事件(男性・28歳)

被告人は、他の仲間と共謀して、2011年8月28日午後11時20分ごろ、屋久島町のスナック店の中および外で、スナックの客でけんかとなった男性(当時49歳)を殴って、けがをさせた(被害者は3日後に死亡)容疑で起訴された。その場では被告人ほか3人と被害者及び被害者の長男とがけんかになった。この傷害致死事件については被告人以外の2人は不起訴となり、長男に対する傷害罪では2人に有罪判決が言い渡されている。

11月12日 開廷(起訴事実を否認)

弁護人は、被告人はけんかに加わっておらず、自分の身を守るために被害者 の顔を1回たたいただけであると正当防衛を主張した。

求刑は懲役5年。

11月29日 判決 (懲役4年)

判決は、被告人の正当防衛を主張する公判供述について、関係者の証言と矛盾しているとして証言の信用性を否定する一方、スナックの外で暴行したという供述については、一貫性があり、被害者の遺体の傷とも一致するとして証拠の信用性を認めた。判決は、被害者が暴行されたのは、被害者が店外にでてから意識を失うまでの短時間の、複数人による犯行と推定した。

二 2012年の鹿児島地裁における裁判員裁判の特徴について

(1) 否認事件

2012年1月から12月までの鹿児島地裁における裁判員裁判の数は19件だった。2010年が15件、2011年が19件だったことと比較して、それほど多くなったわけでも少なくなったわけでもない。

このうち、否認事件は、無罪をあらそった事件が3件あった。【判決39】【判決40】【判決56】である。ほかにも【判決54】のように、傷害致死罪の容疑で起訴されたが、自動車運転過失致死罪にあたると主張した一部否認事件もあった。

無罪を主張した【判決39】【判決56】事件はいずれも被告人・弁護人が正当防衛を主張した。裁判所はいずれも正当防衛を認めず、有罪判決を言い渡している。【判決40】は共犯者が一昨年10月29日にすでに有罪判決(懲役14年・控訴せず確定)を受けていたが、被告人は共犯者の供述はうそであるとして無罪を主張した事件であった。裁判所は、引用した判決のとおり、被告人の主張を認めず、有罪(懲役4年6ヶ月)とした。

1年を通じてみれば、無罪判決は1つもなかった。しかし、「冤罪」の疑いが残る事件は2012年にはなかったと総括できるのではないか。

(2) 裁判員の負担

前稿でも指摘したが、新聞等で、裁判員の選任・選任数に関する情報が掲載されることはほとんどなくなった。掲載されたのは、社会的関心が高いと各紙が判断した【判決41】の「指宿殺人事件」だけである。したがって、それ以外の事件の裁判員の選任・選任数に関する情報を把握することができなかった。

新聞記者には裁判所から裁判員の選任に関する情報が知らされているのか、そもそも裁判所が情報を提供しなかったのかわからない。 鹿児島地方裁判所総務 課に市民にも情報提供してもらえるのか問い合わせてみたが、 ただちに情報提供できるという制度にはなっていなかった。

2012年12月7日から南日本新聞は「裁いた市民たち かごしま裁判員裁 判3年」という特集を組み、4回の連載記事を掲載している。その2回目の「② 選任」の中に、2009年11月24日の初めての裁判員裁判の開始から2012年11月末 までの鹿児島地裁の裁判員裁判実施状況が表となっている。鹿児島県下で裁判 員候補者として名簿に記載された人数は1万2900人、56件の裁判員裁判の裁判 員候補者として抽出された人数6720人、「当日出頭」が1588人、「出頭せず」が 288人、選任された裁判員(補充裁判員を含む)は460人となっている。「当日出頭」 は公判前日あるいは公判当日に呼び出された候補者数を指すと思われるので、 それを基に欠席率を計算すると、18.1%となる。2010年末までの18件の裁判員 裁判では欠席率は15.3%だった。この中にはもっとも高い欠席率となり、死刑 求刑が問われた「下福元町事件」が含まれていた(欠席率26.1%)ことを考え ると、3年目に入って、何の連絡もなく裁判所に現れない無断欠席(法的には、 法112条に規定された「正当な理由なく出頭しない」に当たるということになる) の数がやや増えているといえなくもない。2012年のもっとも難しい事件と目さ れた「指宿殺人事件」**【判決41**】では呼び出された候補者は39人のうち17人が 連絡なしに欠席した。欠席率は43.6%にまで達した。とくに死刑求刑されるこ とが予想される裁判員裁判への忌避傾向が現れていると考えられる。

審理期間 (開延日から判決日まで。休祝日も含む) についてみると、10日以上が3件で、いずれも否認事件であった。証人尋問ふくめ慎重な審理が求められたことに一因があろう。2日で終わったもの1件、3日で終わったもの3件、4日で終わったもの6件と、19件のうち10件が4日以内に終わった。平均すると、約6.6日となり、これまでと比べて、2012年がとくに審理期間が長くなったということでもなさそうである。ただし、昨年の「下福元町事件」のような、とりわけ難しい否認事件がなかったことも影響している。

(3) 量刑

今年の鹿児島地裁での19件の裁判員裁判の判決は、無期懲役刑が1件【判決41】、少年に対する不定期刑および家裁への移送決定が1件【判決43】、執行猶予つき判決が5件【判決47】【判決48】【判決49】【判決50】【判決55】であった。執行猶予つき判決は、2010年が2件、2011年が6件(ただし、【判決31】のように4人ともに執行猶予がついた事件、【判決33】のように被告人4人のうち1人に執行猶予がついた事件も1件と数えた。)

残りの12件について、求刑と判決の懲役期間とを比較すると、71.8%となった (末尾の表を参照)。昨年まで (77.1%) と比べて、やや判決は求刑より低く判断したといえるが、今年は、昨年までと比較して、10年を超える懲役を求刑した「凶悪」事件がなかったことが影響しているのかもしれない。概していえば、鹿児島地裁の傾向は「相場」(法曹用語でいう「八掛け」)に近い懲役刑がだされたといえる。

求刑と判決との差が50%台、つまり判決が出した懲役の量刑が求刑の半分程度になった事件としては【判決40】【判決53】【判決54】があった。【判決40】は無罪をあらそったもの、【判決53】は、放火罪といっても比較的損害のなかった事件、【判決54】は母親を車でひいた事件である。

【判決55】は夫の介護に疲れて、殺虫剤を混ぜた食事を胃ろうから注入して殺害しようとした事件である(殺人未遂)。昨年の裁判員裁判でも介護の果てに母親を殺害し、寝たきりの姉を殺害しようとした(未遂)事件があり、執行猶予にするか裁判員が悩んだと報じられていた(判決は懲役3年)が、今回の介護殺人未遂のケースも、裁判員の感想をまじえた説諭を裁判長が述べていたように、同情感の強い裁判員の「市民感覚」が現れたのかもしれない。未遂に終わったこともあって、執行猶予付き判決となった。

性犯罪は、2012年は【判決51】1 件のみであった。求刑と判決が同じ量刑、つまり求刑どおりであり、厳しい量刑となっている。性犯罪に厳しい裁判員裁判の傾向が昨年同様に現れているとみることができるのではないか。

(4) 少年事件

少年が裁判員裁判で裁かれた事件は、2012年は【判決43】のみであった。少

年2人の犯行への関与につき、裁判所はそのうちBを家裁への移送と決定した(のちに鹿児島家裁は少年院送致の保護処分を行っている)。Bについて鹿児島家裁がいったんは検察官送致(いわゆる逆送)決定したにもかかわらず、それをくつがえして、家裁への移送を決めた点で、少年法関係者の注目を浴びている。この決定も裁判員が関与しているので、裁判員の「市民感覚」がどのように反映したのかどうか知りたいところである。裁判員は少年の更生可能性に期待したのかもしれない。

2012年鹿児島地裁での裁判員裁判一覧

判決	開廷日	判決日	期間(日)	犯罪	被告人	認否	求刑 (年)	判決(年)	%
38	1月23日	1月26日	4	現住建造物放火			6	5	83.3
39	1月30日	2月7日	8	殺人 (子)		否	5	3	60.0
40	2月13日	2月27日	15	監禁致死 • 死体遺棄		否	8	4.5	56.3
41	3月5日	3月19日	15	強盗殺人		否	死刑	無期 懲役	
42	3月21日	3月29日	9	強姦致傷		否	5	4	80.0
43	4月13日	4月20日	8	傷害致死	A (少年)		不定 期刑	不定 期刑	
					B (少年)		不定 期刑	家裁 移送	
44	4月23日	4月26日	4	現住建造物放火			5	3	60.0
45	5月21日	5 月24日	4	傷害致死	С		8	7	87.5
46	5月28日	5月31日	4	現住建造物放火		否	6	4	66.7
47	6月6日	6月7日	2	通貨偽造			3	執行 猶予4	
48	6月13日	6月15日	3	傷害致死			3	執行 猶予4	
49	6 月27日	6月29日	4	殺人未遂 (子)			3	執行 猶予4	
50	7月3日	7月6日	4	強盗致傷			5	執行 猶予5	
51	7月9日	7月11日	3	強姦致傷・ 強制わいせつ			5	5	100.0
52	7月19日	7月24日	6	現住建造物放火 • 窃盗			8	7	87.5
53	8月29日	8月31日	3	現住建造物放火			5	2.5	50.0
54	9月20日	9月28日	9	傷害致死(親)		否	6	3	50.0
55	10月31日	11月2日	3	殺人未遂 (夫)			5	執行 猶予4	
56	11月12日	11月29日	18	傷害致死		否	5	4	80.0

註 (1) 否は一部否認も含む。

- (2) 公判期間は、開廷日から判決日までの日数(休日・祝日も含む。)
- (3) 判決の量刑で、例えば懲役2年5月は、2.5年と表した。